

犯罪や事故等に遭うということ

被害者が直面する問題

- ◇心身の不調
犯罪等に遭ったことによる精神的ショック・身体的な不調
- ◇生活上の問題
治療費、裁判費用、不本意な転居など経済的な負担の発生
- ◇周囲の人の言動による傷つき
関係者等の心情に配慮しない言動による精神的な傷つき
- ◇加害者からのさらなる被害
加害者からの報復等に対する不安や恐怖
- ◇捜査・裁判に伴う様々な問題
捜査や裁判の過程における精神的・時間的・身体的な負担

犯罪や事故等の被害に遭われた方々は、犯罪や事故等での直接的な被害だけでなく、心無いうわさや中傷、プライバシーが侵害されることによつて傷つけられることもあります。
このような二次被害を無くすためにも、被害に遭われた方々の人権に配慮することが大切です。



特集

とみに歩み、 ともに生きるために

ある日突然、それまで当たり前前であると思っていた日常が犯罪によつて壊されてしまう、これが「犯罪被害に遭う」ということです。
今回の特集では、犯罪や事故等の被害に遭うことで直面する問題、被害に遭われた方やそのご家族をサポートされている方々のお話を紹介しています。
この機会に、犯罪被害について一緒に考えてみませんか。
自治振興課 市民生活係
☎0739(26)9911

ある被害者の言葉

白い紙をクシャクシャに丸めて手のひらの上に置き、
「自分の気持ちは、この紙のようなものだ」と言われました。
紙の形ははじめとはまるつきり変わってしまった。

手の上に静かに置いてみると、クシャクシャにした紙も少しずつはもとに戻ろうとしています。でも、急に広げてしまうと紙は破れてしまいます。

「自分が息子を亡くしてから何年もずっとその状態が続いています」



上記は、ある被害者の言葉です。クシャクシャになった紙というのは、どんなに丁寧に広げても折り目が消えることはありません。そうつと広げて何とかもとに戻そうと思っても、二度と戻ることのない傷が残ります。

これは、犯罪被害により、亡くなった方が生き返ることとはなく、あるいは、犯罪被害による恐怖の経験をされたという事実は二度と消えることがないことを表しています。

- 02 目次・特集「とみに歩み、ともに生きるために」
- 06 トップニュース
軽自動車等の手続はお早めに！／田辺市地域活性化商品券の使用有効期限が迫っています(2月28日㊤まで) ほか
- 10 情報ボックス
雑誌スポンサーを募集します／新生児特別給付金の申請はお済みですか ほか
- 16 相談日程等
- 18 みんなの広場
- 22 みんなの彩時記
フィールドワークを通じて新たな熊野の魅力を発見／35年目の弁慶市新たな歴史の幕あけ ほか



今月の表紙写真

犯罪被害に遭われた方々が、一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すために、周囲の方が寄り添い、サポートする様子を表現しました。

紙面で使用するマーク等の説明

㊤…日付・期間	㊦…定員
㊨…時間	㊩…料金・費用
㊫…休館日	㊪…持ち物
㊬…場所	㊭…申込み・申請方法
㊮…集合	㊯…問合せ
㊰…内容	[消印]…消印有効
㊱…対象・参加資格等	[先着]…先着順

◇㊤マークには、振替休日等も含まれます。
◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
◇市役所の開庁時間(申込み・問合せ等の受付を含む。)は、㊤を除く㊦～㊧の8時30分～17時15分です。毎週㊨は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

心のケアを

犯罪被害者支援など、悩みや不安を抱えている方々の心理的サポートをされている、臨床心理士の上野先生にお話を伺いました。

早期のサポートが大切

犯罪や事故等の被害に遭われた方は、精神的・経済的・社会的被害を受け、様々な苦しみを抱えながら過ごしています。特に、命に関わる危機的な状況に遭った被害者は、PTSDという症状に見舞われることがあります。時には、その症状は、「今・ここ」という現実感覚を鈍らせ、判断する力も弱くさせることがあります。

このような状態から被害者が、日常生活ができるまで回復するには、早期の支援が必要になります。

一人ではない、つながっているよ

被害者は、事件のショックで「この苦しみを誰も理解できない」と思い込み、孤独感や不安感を持ち、他者とつながることを避けるようになります。



臨床心理士
上野 和久 先生

PTSD とトラウマ ～症状を正しく理解～

■ PTSD (心的外傷後ストレス障害)
命の危機を感じたり、強い恐怖感を伴う経験をした人に起きる症状。その怖かった経験の記憶が心の傷(トラウマ)として残り下記のような症状を引き起こしてしまいます。発症のタイミングや症状が続く期間は人それぞれです。

- ◇侵入症状(その出来事が頭の中に入り込んでくるように繰り返しよみがえり、制御することができない)
- ◇その出来事を思い出させるあらゆる物事の回避(人目を避ける等)
- ◇思考や気分に対する悪影響(一人ぼっちだと思ひ込んでしまう等)

このような場合、カウンセラーは「あなたとつながっていますよ」という姿勢を持ち続け、機会を捉えながら被害者との心理的距離を徐々に近づけていきます。この時、カウンセラーは「自己一致」「受容」「共感」という態度を意識しながら、悩み苦しむ被害者にゆつくりと関わりを深めて、カウンセリングに入ります。そのカウンセリングでは、話す言葉を否定することなく受け入れ、共感を心掛けます。

表向きは日常生活に戻っているように見えても、心の傷はすぐに消えていきません。何年も

何十年も癒やせないことがあります。被害に遭われた方への支援は、長期間いつでも相談できる姿勢を持ち続けることが大切です。それは、「あなたは一人ぼっちではないよ」と伝えるためにも必要なのです。

身近な方に

身近にいる方は、被害者に対してどのように接したらよいでしょうか。それは、被害者をサポートしようとする方の思いだけでアドバイスをすることや、「こうしなければ」と指示や強要をしないことです。「今は、

私たちができること

犯罪被害者支援に取り組んでいる「公益社団法人紀の国被害者支援センター」(以下、センター)の浅利さんにお話を伺いました。

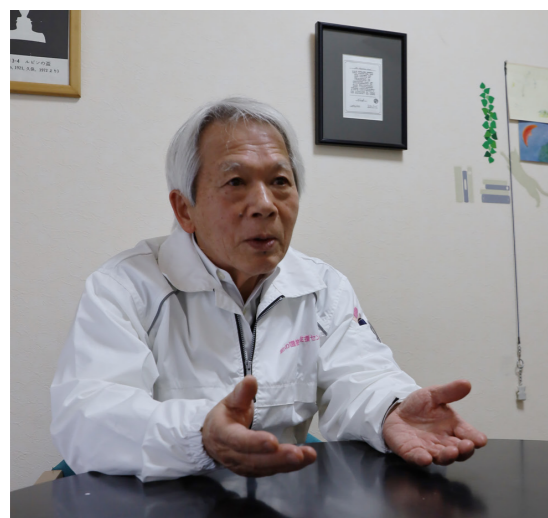
犯罪被害者支援の現状

センターは、犯罪や事故等の被害に遭われた方々の精神的な支援、裁判所や警察等の各支援機関との連携による支援を行う民間の被害者支援組織です。平成23年には、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、被害者の同意を得た上で警察から情報提供を受け、センターから直接連絡を取って被害直後か

社会全体で支え合う

誰もが犯罪等の被害に遭う可能性があるからこそ、いつでも、どこでも、誰でも支援が受けられる安全で安心な社会を築くことが大切です。そのためには、センターや行政だけでなく、皆さんの協力が欠かせません。まずは、二次被害を防ぐためにも、被害者の現状や置かれている立場に関心を持っていただ

き、正しい理解を身に付けてください。その上で、もし、家族や友人などから被害の話がされたときには、できる範囲で話を聴いてあげてください。ただ話を聴く。それだけで他人への信頼感を取り戻したり、不安が和らいだりすることもあるからです。また、困っている方がいれば、センターの存在を伝えてください。私たちにご相談いただければ、被害に遭われた方々に寄り添い、適切なことのないきめ細やかな支援を行ってまいります。犯罪や事故等の被害に遭われた方々が再び自分の人生を歩み出せるよう、皆さんの正しいご理解とご協力をお願いします。



紀の国被害者支援センター
事務局長 浅利 武 さん

紀の国被害者支援センターの主な支援事業

- 電話相談
◇被害者に起こりやすい心理や症状、警察や裁判の仕組み等の情報提供
◇支援機関や専門家(弁護士や臨床心理士等)の紹介等
- 面接相談
◇悲しみや怒り等の気持ちを落ち着かせてもらうための傾聴
◇立ち直りに必要なものを考え、自己決定できるような心理的サポートと支援プランの提示等
- 直接的支援
◇裁判所・警察署・検察庁・病院等への付添い
◇裁判での意見陳述を考える支援
◇援助を受けるための文書作成支援等

犯罪被害の相談窓口

- 公益社団法人 紀の国被害者支援センター
◇上記の総合的な支援
場和歌山市雑賀屋町1(和歌山県土地改良会館5階)
☎073(427)2100
◇相談専用電話
☎073(427)1000
- 和歌山県 県民生活課
◇法律相談・生活資金の貸付け
☎073(441)2345



- 田辺市 自治振興課(本庁舎3階)
◇情報提供や適切な相談窓口
☎0739(26)9911
- 和歌山県警察
◇犯罪被害給付制度・犯罪被害者支援公費負担制度
◇和歌山県警察本部広報県民課 犯罪被害者支援室
☎073(423)0110
◇和歌山県警察田辺警察署
☎0739(23)0110